

佐賀大学大学院医学系研究科修士課程看護学専攻運営委員会規程

(平成16年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、佐賀大学大学院医学系研究科委員会規程(平成16年4月1日制定)第7条第2項の規定に基づき、佐賀大学大学院医学系研究科修士課程看護学専攻(以下「看護学専攻」という。)の運営委員会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 看護学専攻運営委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 看護学専攻担当教員の選考に関する事項
- (2) 看護学専攻の教育の編成に関する事項
- (3) 学位の審査に関する事項
- (4) 看護学専攻の入学者選抜に関する事項
- (5) 入学その他学生の身分に関する事項
- (6) 学生の就職に関する事項
- (7) その他教育研究及び管理運営に関する事項

(組織)

第3条 看護学専攻運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 専攻長
 - (2) 看護学専攻の研究指導教員 若干名
- 2 前項第2号の委員は、専攻長の推薦に基づき、医学系研究科委員会の議を経て研究科長が委嘱し、その任期は2年とする。ただし再任を妨げない。
- 3 欠員により補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 看護学専攻運営委員会に委員長を置き、専攻長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集して議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が議長となる。

(議事)

第5条 看護学専攻運営委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ議事を開くことができない。

- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(事務)

第7条 看護学専攻運営委員会の事務は、総務学事課において処理する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。